

議案第13号

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び鹿屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び鹿屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び鹿屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年鹿屋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」を「、期末手当、勤勉手当」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第1項第1号中「含む。」の次に「以下この号及び次条第1項第1号において同じ。」を加え、同項第2号中「含む。」の次に「以下この号及び次条第1項第2号において同じ。」を加え、同条第3項中「それぞれの日をいう。」の次に「以下この項及び次条第3項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第12条の2 次の各号のいずれにも該当するパートタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。

(1) 任期が6月以上である者

(2) 任命権者が定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が定める職を占めるパートタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しない。

3 第8条第1項、第2項又は第5項の規定による報酬を受けるべきパートタイ

ム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、それぞれ当該退職し、又は死亡した日現在）において当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき第8条第1項、第2項又は第5項の規定による報酬の額を任命権者が定める方法により1月当たりの報酬の額に換算した額とする。

- 4 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関しては、前3項に規定する事項を除き、鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（第33条第2項及び第34条を除く。）に定める事項については、給与条例第2条に規定する職員の例による。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当に関し必要な事項は、任命権者が別に規則で定める。

（鹿屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。